

中小企業信用保険法第2条第5項第7号による認定を受けられる方へ

中小企業信用保険法第2条第5項第7号（金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者を支援するための措置）を受けるために菰野町長の認定を必要とされる方は、以下の書類を提出いただきますようお願いいたします。

該当要件

- ・ 指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10パーセント以上である
- ・ 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同月に比して10パーセント以上減少している
- ・ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同月比で減少している

※直近とは概ね1ヶ月前までとさせていただきます。

提出書類

- ・ 申請書2通（必要事項記入の上、実印で押印）
- ・ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行3か月以内のもの）
- ・ 定款
※法人登記されていない場合は営業している業種を証明できるもの（営業許可書等）の写し
- ・ 決算書2ヵ年（個人の場合は申告書の事業所得決算書の写し等）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 2ヵ年の借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等

提出先

菰野町役場 観光産業課 観光商工推進室

TEL 059-391-1129

※書類提出後、認定まで数日時間を要しますのでご了承ください。